

北海道告示第10575号

北海道が令和6年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和6年4月1日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その3)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 産地生産基盤パワーアップ事業 農業の国際競争力の強化を図るとともに生産体制の強化を図るため、産地の高収益化に向けた取組、園芸作物等の生産基盤の強化を図るための取組や国産農産物のシェア拡大に資する取組に対し、予算の範囲内で補助する。		市町村等、地域協議会(収益性向上対策のうち効果増進事業を行う場合に限る。)が産地生産基盤パワーアップ事業を行う場合又は市町村が産地生産基盤パワーアップ事業を行う農業者等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費		農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第186号様式 別に指示する様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第186号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	
(1) 収益性向上対策・生産基盤強化対策								
ア 整備事業 (ア) 収益性向上対策 a 育苗施設 b 乾燥調製施設 c 穀類乾燥調製貯蔵施設 d 農産物処理加工施設 e 集出荷貯蔵施設 f 産地管理施設 g 用土等供給施設 h 農作物被害防止施設 i 生産技術高度化施設 j 種子種苗生産関連施設 k 有機物処理・利用施設 l 農業廃棄物処理施設  (イ) 生産基盤強化対策 生産技術高度化施設	別記1のとおり		2分の1以内 (別記2に掲げる場合にあつては、それぞれに掲げる率)					
	別記1のとおり		2分の1以内					

イ 基金事業								
(ア) 収益性向上対策のうち 生産支援事業 a 農業機械等の導入及び リース導入 b 生産資材の導入等	別記3のとおり		aの事業 導入する農業機械等の本体価格の2分の1以内 (スマート農業推進枠を活用し、スマート農業技術を円滑に導入・定着させるために必要な経費を追加して補助する場合は定額(上限100万円/取組主体))  bの事業 2分の1以内					
(イ) 収益性向上対策のうち 効果増進事業 事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費等	別記5のとおり		定額 (2分の1相当)					

(ウ) 生産基盤強化対策 a 農業用ハウスの再整備 改修 b 果樹園・茶園等の再整備・改修 c 農業機械の再整備・改良 d 生産装置の継承・強化に向けた取組 e 生産技術の継承、普及に向けた取組 f 全国的な土づくりの展開	別記6のとおり		a、b及びcの事業 2分の1以内 (bの事業において別記4に掲げる場合はそれぞれに掲げる率又は額以内並びに永年性工芸作物(桑、ホップ、和紙原料作物)は150千円/10a)  dの事業 定額  eの事業 定額 (農業機械の安全取扱技術の向上支援の場合は2分の1以内で上限5百万円/1計画)  fの事業 定額 (堆肥等を実証的に活用する場合は上限30千円/10a、ペレット堆肥を実証的に活用する場合は上限35千円/10a、堆肥散布機械のリース導入の場合は2分の1以内)					
--	---------	--	---	--	--	--	--	--

(2) 新市場獲得対策									
国産シェア拡大対策									
ア 麦・大豆									
(ア) 推進事業 麦・大豆機械導入対策		別記7のとおり		2分の1以内					
(イ) 整備事業									
a 乾燥調製施設 b 穀類乾燥調製貯蔵施設 c 農産物処理加工施設 d 種子種苗生産関連施設		市町村 農業者の組織する 団体 食品製造事業者 (ただし、麦・大豆製品の製造又は製造小売を行う事業者が製品加工に必要な農産物処理加工施設を整備する場合に限る) コンソーシアム		2分の1以内					
e スtockセンター		農業者の組織する 団体 コンソーシアム							
2	大豆供給円滑化推進事業 大豆の生産は天候等による豊凶変動が大きく、実需者は安定供給に対する不安があることから、大豆の安定供給体制を構築し、供給を円滑化するための産地や大豆販売業者等による保管等の取組を支援するため、予算の範囲内で補助する。	農業者団体 大豆の販売を業とする者	大豆の販売を業とする者が大豆供給円滑化推進事業を行う場合又は市町村が大豆供給円滑化推進事業を行う農業者団体に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの 1 大豆の倉庫での保管料 2 産地から倉庫への輸送に係る運搬費 3 産地又は倉庫における積み下ろし等に係る荷役料 4 保管時のくん蒸費	定額（1/2相当）※ 2分の1以内 2分の1以内 2分の1以内 ※3期制の場合の保管料：107円（1期）/ト、 2期制の場合の保管料：160円（1期）/ト	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第230号様式 納税対応状況申出書別に指示する様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第230号様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 総合振興局又は振興局（大豆の販売を業とする者にあつては、農政部生産振興局農産振興課）	総合振興局長又は振興局長（農業者団体が事業を実施する場合に限る。）

<p>3 畜産環境対策総合支援事業 家畜排せつ物の地域偏在を解消する取組及び悪臭防止や汚水処理について高度な畜産環境対策を実施する取組に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村畜産を営む者に加え、地方公共団体、外部支援組織（コントラクター、TMRセンター、キャトルステーション等）、農業者の組織する団体、耕種農家、肥料業者などのうち、2者以上の異なる役割を担う者が参加する協議会</p>	<p>補助対象者が畜産環境対策総合支援事業を行う場合又は市町村が畜産環境対策総合支援事業を行う協議会に補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費のうち次に掲げるもの 1 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業 2 畜産・土づくり施設等導入支援事業 3 畜産環境関連施設等導入支援事業</p>	<p>1、2は定額又は2分の1以内 3は2分の1以内</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第226号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第226号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局（全道の区域にわたり事業を行う広域事業者にあっては、農政部生産振興局畜産振興課）</p>	<p>総合振興局長又は振興局長（全道の区域にわたり事業を行う広域事業者が実施する場合を除く。）</p>	
<p>4 農業支援サービス事業緊急拡大支援対策事業 スマート農業技術の活用等により農業現場を支援する農業支援サービス事業者がサービスを提供するために必要な農業用機械の導入を支援する。</p>	<p>農業支援サービスを提供する事業者</p>	<p>農業支援サービスを提供する事業者が農業支援サービス事業緊急拡大支援対策事業（以下当該事業）を行う場合又は市町村が当該事業を行う農業支援サービスを提供する事業者に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費</p>	<p>1/2以内（1サービス事業者当たり1,500万円を上限額とする。）</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第229号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第229号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>	

<p>5 北海道農業次世代人材投資事業 次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修期間の生活安定及び就農直後の経営確立に資するため、予算の範囲内で補助する。</p>								
<p>(1) 準備型資金事業（就農準備資金及び就農準備支援資金含む）</p>	<p>公益財団法人北海道農業公社</p>	<p>公益財団法人北海道農業公社が準備型資金事業を行う場合における資金を交付対象者に交付するために要する経費</p>	<p>定額</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第162号様式 その1</p>	<p>農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第162号様式 その1</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部生産振興局技術普及課</p>		
<p>(2) 経営開始型資金事業（経営開始資金及び経営開始支援資金含む）</p>	<p>市町村</p>	<p>市町村が経営開始型資金事業を行う場合における資金を交付対象者に交付するために要する経費</p>	<p>定額</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第162号様式 その2</p>	<p>農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第162号様式 その2</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局長又は振興局長</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
<p>(3) 準備型資金推進事業（就農準備資金及び就農準備支援資金含む）</p>	<p>公益財団法人北海道農業公社</p>	<p>公益財団法人北海道農業公社が準備型資金推進事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの ア 報償費 イ 旅費 ウ 事務等経費 エ 委託料</p>	<p>定額</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第162号様式 その1</p>	<p>農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第162号様式 その1</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部生産振興局技術普及課</p>		
<p>(4) 経営開始型資金推進事業（経営開始資金及び経営開始支援資金含む）</p>	<p>市町村</p>	<p>市町村が経営開始型資金推進事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの ア 報償費 イ 旅費 ウ 事務等経費 エ 委託料</p>	<p>定額</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第162号様式 その2</p>	<p>農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第162号様式 その2</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局長又は振興局長</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	

<p>6 農業教育高度化事業 農業大学校、農業高校等の農業教育機関における農業教育の高度化を図るため、農業教育カリキュラムの強化、グリーン教育(有機農業教育)の推進、リ・スキリングの充実、若者の就農意欲を喚起する活動、研修用機械・設備の導入等を支援するため、予算の範囲内で補助する。</p>								
<p>(1) 農業教育高度化事業及び農業者キャリアアップ支援事業</p>	<p>市町村 市町村又は民間団体が運営する農業教育機関 民間団体（特別非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、学校法人、地方独立行政法人、農業協同組合、会社法人等） 協議会等（地方自治体、取組を行うために必要な知見を有する農業関係団体、農業経営者、農業教育機関、農業や教育に関する各種専門家等により構成され、協議会等の運営及び意志決定の方法、事務及び会計処理の方法並びにその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした規約が定められているもの）</p>	<p>補助対象者が農業教育高度化事業を行う場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費のうち、次の取組に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業教育機関における教育カリキュラムの強化</li> <li>2 研修用農業機械又は農業設備の導入</li> <li>3 農業教育機関等におけるeラーニングの導入</li> <li>4 若者の就農意欲を喚起するための活動</li> <li>5 農業教育機関におけるICT環境の整備のための取組</li> <li>6 その他の取組</li> </ol>	<p>1、3、4及び6 定額</p> <p>2及び5 2分の1以内</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 提出期限 提出先</p> <p>1部 別に指示する日 総合振興局長又は振興局長（全道の区域にわたり事業を行う団体には、農政部生産振興局技術普及課）</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長 (全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。)</p>	

(2) 農業教育環境整備事業	市町村 市町村又は民間団体が運営する農業教育機関 民間団体（特別非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、学校法人、地方独立行政法人、農業協同組合、会社法人等）	補助対象者が農業教育環境整備事業を行う場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費のうち、次の取組に掲げるもの  1 農業機械等整備事業 2 施設等整備事業 3 グリーン教育推進事業	1及び2 2分の1以内  3 定額	農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 別に指示する様式	農政第2号様式 農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局長又は振興局長（全道の区域にわたり事業を行う団体にあっては、農政部生産振興局技術普及課）	総合振興局長 又は振興局長 （全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。）	
7 北海道経営発展支援事業 農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、新規就農者が実施する機械・施設や家畜導入等を支援するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が北海道経営発展支援事業を行う場合又は市町村が北海道経営発展支援事業を行う新規就農者に対し、当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費若しくは当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの  (1) 経営発展支援事業 ア 機械・施設等の取得、改良又はリース イ 家畜の導入 ウ 果樹・茶の新植・改植 エ 農地等の造成、改良又は復旧  (2) 初期投資促進事業 ア 機械・施設等の取得、改良又はリース イ 家畜の導入 ウ 果樹・茶の新植・改植 エ 農地等の造成、改良又は復旧  (3) 推進事業 ア 助成金の交付事業の実施に関する事務 イ 助成金の交付事業の交付対象者の指導活動	(1) 定額（ただし、補助対象事業費の4分の3以内とし、補助対象事業費の上限額は500万円とする。）  (2) 定額	農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 別に指示する様式	農政第2号様式 農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局長又は振興局長	総合振興局長 又は振興局長	



8	水利施設等保全高度化事業 (農業経営高度化支援事業) 農業生産基盤整備事業等の 実施に伴い、担い手及び中心 経営体への農地集積に係る支 援等を一体的に実施するた め、予算の範囲内で補助す る。				農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村 である場合を除 く。) 農政第51号様式 別に指示する様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第51号様式 農政第105号様式 農政第108号様式 農政第112号様式 その1	提出部数 1部 提出期限 別に指示す る日 提出先 総合振興局 又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	
(1)	畑地帯総合整備事業(畑 地帯総合整備型)								
ア	高度土地利用調整事業 (調査・調整事業)	市町村 土地改良区 農業協同組合 農地所有適格法人 特定農業法人	市町村、土地改良区等が高度土地利用調整 事業のうち、調査・調整事業を行う場合にお ける当該事業に要する経費	100分の52以内 (別記8に掲げる 場合にあつては、 100分の55以内)  (別記9に掲げる 額を限度とす る。)					
イ	農業経営高度化促進事業 (中心経営体農地集積促 進事業)	市町村 土地改良区	市町村、土地改良区が農業経営高度化促進 事業のうち、中心経営体農地集積促進事業を 行う場合における当該事業に要する経費	100分の52以内 (別記8に掲げる 場合にあつては、 100分の55以内)  (別記10に掲げる 額を限度とす る。)					
ウ	耕地利用高度化推進事業	市町村 土地改良区	市町村、土地改良区が耕地利用高度化推進 事業を行う場合における当該事業に要する経 費	100分の52以内 (別記8に掲げる 場合にあつては、 100分の55以内)  (別記11に掲げる 額を限度とす る。)					

(2) 畑地帯総合整備事業(畑地帯総合整備中山間地域型)								
ア 高度土地利用調整事業(調査・調整事業)	市町村 土地改良区 農業協同組合 農地所有適格法人 特定農業法人	市町村、土地改良区等が高度土地利用調整事業のうち、調査・調整事業を行う場合における当該事業に要する経費	100分の55以内 (別記9に掲げる額を限度とする。)					
イ 農業経営高度化促進事業(中心経営体農地集積促進事業)	市町村 土地改良区	市町村、土地改良区が農業経営高度化促進事業のうち、中心経営体農地集積促進事業を行う場合における当該事業に要する経費	100分の55以内 (別記10に掲げる額を限度とする。)					
ウ 耕地利用高度化推進事業	市町村 土地改良区	市町村、土地改良区が耕地利用高度化推進事業を行う場合における当該事業に要する経費	100分の55以内 (別記11に掲げる額を限度とする。)					
(3) 水利施設整備事業(農地集積促進型)								
ア 高度土地利用調整事業(調査・調整事業)	市町村 土地改良区 農業協同組合 農地所有適格法人 特定農業法人	市町村、土地改良区等が高度土地利用調整事業のうち、調査・調整事業を行う場合における当該事業に要する経費	100分の50以内 (別記8に掲げる場合にあつては、100分の55以内)  (別記9に掲げる額を限度とする。)					
イ 農業経営高度化促進事業(中心経営体農地集積促進事業)	市町村 土地改良区	市町村、土地改良区が農業経営高度化促進事業のうち、中心経営体農地集積促進事業を行う場合における当該事業に要する経費	100分の50以内 (別記8に掲げる場合にあつては、100分の55以内)  (別記10に掲げる額を限度とする。)					
ウ 耕地利用高度化推進事業	市町村 土地改良区	市町村、土地改良区が耕地利用高度化推進事業を行う場合における当該事業に要する経費	100分の50以内 (別記8に掲げる場合にあつては、100分の55以内)  (別記11に掲げる額を限度とする。)					



	<p>2 高収益作物転換型  1に掲げるもの及び  (1) 定額助成  ア 高収益作物転換推進費  イ 新植・改植支援  ウ 幼木管理支援  エ 経営継続発展支援  オ 園芸作物モデル産地形成支援  (2) 定率助成  ア 小規模園地整備  イ 高収益作物導入支援  ウ 高付加価値農業施設支援  エ 機械作業体系導入支援  オ 労働生産性向上技術導入支援  カ 高収益作物導入促進費  キ 高収益作物導入推進費  ※ (1)のア～オ、(2)のイ～キを実施する場合、1の(1)のア～クもしくは1の(2)のア～ケ、2の(2)のアのいずれかを実施しなければならない。</p> <p>3 スマート農業導入推進型  1に掲げるもの及び  (1) 定率助成  スマート農業導入支援</p> <p>4 病虫害対策型  1に掲げるもの及び  (1) 定額助成  ア 土層改良（反転耕・混層耕・堆肥施用・明渠排水）</p> <p>5 水田貯留機能向上型  1に掲げるもの</p> <p>6 土地利用調整型  1に掲げるもの及び  (1) 定率助成  粗放的農地利用整備</p>	<p>別記12のとおり</p> <p>100分の50以内  (別記8に掲げる場合によっては、100分の55以内)</p> <p>100分の12.5以内  100分の7.5以内</p> <p>100分の50以内  (別記8に掲げる場合によっては、100分の55以内)</p> <p>別記12のとおり</p> <p>100分の50以内  (別記8に掲げる場合によっては、100分の55以内)</p>					
--	--	---	--	--	--	--	--

<p>11 道産畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業 道内畜産物の輸出拡大に向けて、畜産物の生産者等、食肉処理施設等、輸出事業者の3者を構成員とする「畜産物輸出コンソーシアム」の設立・運営等の取組を支援するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>畜産物の生産者等、食肉処理施設等（食肉処理施設、食鳥処理施設、鶏卵処理施設又は乳業者）、輸出事業者の3者を構成員とするコンソーシアムであり、畜産5品目（牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵及び牛乳製品）のいずれかを対象として輸出促進に取り組むもの</p>	<p>補助対象者が次に掲げる道産畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業を行う場合の経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業</li> <li>(2) 輸出先国の基準に対応するための畜産物輸出コンソーシアムの取組等支援事業</li> <li>(3) 新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立に向けた産地育成支援事業</li> <li>(4) 畜産物の流通・品質保持等に係る試験・実証等支援事業</li> </ol>	<p>(1) 定額 牛肉：20,000千円/コンソーシアム 牛肉以外： 10,000千円/コンソーシアム ※ 食肉・鶏卵加工品のみの取組の場合は、3,000千円。ただし、大規模な展示商談会等に3回以上取り組む場合は、5,000千円。 ただし、(3)の事業に取り組む事業実施主体が事業実施年度中にコンソーシアムを構築し(1)の事業に取り組む場合は(1)の事業の補助上限額から(3)の事業の補助金額を除いた額を上限とする。また、やむを得ない事情があり、これを超えて施行する必要があると特に認める場合は、別途協議の上、追加交付できるものとする。</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部生産振興局畜産振興課</p>		
--	---	---	---	---	---	---	--	--

(2) 定額

ただし、(2)のうちアニマルウェルフェア及び血斑低減のための取組を実施する場合は、当該経費相当として食肉処理施設における令和6年2月14日以降の牛（ホルスタイン種の雌を除く。）のと畜頭数に応じて4,600円を奨励金として交付する。ただし、対象頭数は、当該食肉処理施設における令和4年度のと畜実績頭数を上限とする。）

また、(2)のうち、アニマルウェルフェア及び血斑低減のための食肉処理施設の設備の改良、導入を実施する場合は、2分の1以内とし、1事業実施主体あたりの補助金要望額は2千万円を上限とする。

(3) 定額

牛肉：10,000千円

牛肉以外：  
5,000千円

※ 食肉・鶏卵加工品のみ  
の取組の場合は、2,500千円

また、やむを得ない事情があり、これを越えて施行する必要があると特に認める場合は、別途協議の上、追加交付できるものとする。

(4) 2分の1以内

<p>12 北海道めん羊生産飼養技術向上事業 めん羊の繁殖・管理技術の向上に向けた更なる生産振興を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>北海道めん羊協議会</p>	<p>めん羊の飼養管理技術の指導に要する経費</p>	<p>定額</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第231号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第231号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部生産振興局畜産振興課</p>		
<p>13 北海道肉用牛生産振興事業 高騰する飼料コスト削減が期待できる早期肥育の導入や牛肉のブランド力向上を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>一般社団法人北海道酪農畜産協会</p>	<p>1 北海道の肉用牛生産振興に向けた早期肥育の導入のための技術実証等の取組に要する経費のうち次に掲げるもの  (1) 早期肥育の実証に必要なデータ収集、巡回指導等に要する経費  (2) 早期肥育技術の実証奨励費  (3) 飼養管理技術向上等に向けた研修会開催に要する経費  (4) 早期肥育技術の実証に必要な事務費    2 北海道産の牛肉のブランド力向上に向けた取組に要する経費のうち次に掲げるもの  (1) 牛肉のブランド力向上に向けた検討会開催に要する経費  (2) 牛肉のブランド力向上に向けたPR資材作成やイベントでのPR等に要する経費  (3) 牛肉のブランド力向上に必要な事務費</p>	<p>2分の1以内 ただし、1の(2)の補助金の額は、1頭当たり5万円を上限とする。</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期日 別に指示する日 提出先 農政部生産振興局畜産振興課</p>		